

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

151 01/11/15

¥200

外務省の滑稽 国会議員にも見せない決議案が、NGOのウェブサイトで読めます

外務省は、国連総会第一委員会(軍縮)に提出した日本決議案を、採択されるまでは外交機密であるとして、国民に見せない。新聞記者にも、問い合わせをした国会議員にも見せず、内容説明をするだけである。しかし、ニューヨークで活動する軍縮NGOのホームページには、ほとんど直後に掲載される。私たちは、それを使って外務省への申し入れをする。

今年の場合、決議案提出の切は10月18日(木)であった。19日に外務省は、要点を説明したが、全文の公表を拒否した。ところが、20日(土)にはWILPF(平和自由国際婦人連盟)のウェブサイトに掲載された。

国連参加各国に、決議案が配布されると同時に、NGOがその内容を知ることが、核軍縮の前進に役立つのだから、当然のことである。

これは民主主義の根本にかかわる問題であるだけでなく、外交感覚にかかわる問題である。いま問題になっている、外務省の体質問題とも密接に関係している。

決議に関する第一委員会の投票は11月5日に採決が行われたから、提出から採決までの約2週間が、決議案の修正をめぐる交渉の期間となる。事実、日本政府は、11月1日に修正案を出し、さらにその後部分修正を行って投票を迎えた。

市民の立場からすれば、この修正期間こそ、独自の分析を行い、自国政府のみならず、関係する他国政府に要請をする重要な期間となる。地球的な問題にNGO活動の重要性が強調されるのは、このような活動があるからである。

なるほど修正は、外交官同士の協議を通じて行われるであろう。しかし、それは外務官僚の個人の特権でも、外務省の特権でもない。国民の付託を受けた交渉であり、最近では、国境を越えた国際世論も動かし行われるものである。外交官は、国内、国際の世論の動向に鈍感ではいられないはずである。

そのような感覚からすれば、提案された決議案は、関心を持つ世界の市民に公開するのが当然であろう。極めて例外的に、非公開を余儀なくされる場合があ

るかも知れない。しかし今回の場合、ことは核軍縮に関する提案であり、公開されることが悪影響を生む可能性は、何一つ考えられない。

その日本決議が、主文最後の項目に「核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する」と書いている。一刻も早く、正文である英文とその日本語訳を、委員会提出と同時に市民に公表することをルールとして欲しい。(梅林宏道)

アフガン攻撃第一撃のトマホーク

ヨコスカ艦はエンブラ空母群

10月7日午後9時(現地時間)に、「不朽の自由」作戦 使いたくない名前だが、記録のために使う)のアフガン攻撃が始まった。第一撃は、湾岸戦争の時と同じく、海軍の巡航ミサイル・トマホークであったと報じられている。発射した軍艦の一つはヨコスカを母港とするスプルアンズ級駆逐艦オプライエンであった。

湾岸戦争では、フセイン宮殿を歴史上初めての实战使用となるトマホークで

狙う第一撃任務を、横須賀を母港としていた巡洋艦バンカーヒルが担ったと考えられている。今回の第一撃が、実際どのようなシナリオをもってどの船が担ったのかは、今のところ明かではない。

しかし、国防省、マスメディア、米海軍協会誌『プロシーディングス』、国防情報センター(CDI)などの報告を総合すると、第一撃を取り巻く状況は次のようであった。

8ページ中段上へつづく → ◆

新アジェンダ棄権、米反対 修正日本決議案、第一委員会で採択される

日本決議案の問題点について、昨年と比較して変化した点、委員会審議中の修正点を中心に、一つ一つ見てみよう。決議案は、11月1日の修正版提出の後、若干の修正が加えられた(口頭修正)。下の訳文は口頭修正の結果も含めた、11月5日の委員会採決時のものである。投票直前までの間に、オーストラリアなど計5カ国の共同提案決議案となった。

「明確な約束」の格下げと 「全面完全軍縮」のセット

1 「保有核兵器の完全廃棄を達成する」という明確な約束を、NPT合意の代表格としての位置から、「将来の実際の措置」の一項目に格下げした。その後の新アジェンダ・グループの批判を受けて、「将来」というニュアンスはなくし、すでに合意されたものであることを明示し

たが、「実際の措置」という位置づけは変えなかった。

- ・主文3の修正
以下の実際の諸措置をとることの核心的重要性を強調する。
- ・主文3(e)の修正
「2000年NPT再検討会議で合意された、」を挿入。

2 「明確な約束」を格下げすることとセットにして、昨年は採用していなかった「究極的目標としての全面完全軍縮」の文言(主文3(h))をNPT合意の中から採用して、同列の項目の一つに配置した。この二つは共に作用して、核兵器国の核廃絶誓約を薄める作用をもたらしている。

昨年棄権したフランスが、今年は賛成に回っている。フランスは、2000年NPT再検討会議で最後まで「明確な約束」に反対した。そして、3ページにあるとおり、

最終文書の原文の「バランスを忠実に反映しなければならない」という立場だ。この文脈で、核軍縮と全面完全軍縮の関連づけを重視している。

登軍縮大使も、NPT最終文書の忠実な引用であることを認めている。このことから、「明確な約束」を「実際の措置」の一項目に格下げし、全面完全軍縮への言及を復活させたことの一因には、フランスの賛成を得るための配慮があったことをうかがわせる。

登誠一郎軍縮大使の説明

(11月2日、第一委員会、以下同じ)：

主文3(e)の「明確な約束」について、NPT再検討会議合意を弱めるものだと懸念が表明されているが、そのような意図はない。「明確な約束」はすでに2000年会議でなされたものである。昨年の日本決議は、「明確な約束」が前文で歓迎されているだけで不十分であったが、主文に位置づけたことで、中心的重要性が強化された。また、全面完全軍縮への言及は、NPT再検討会議最終文書と同じ構成をとったもの

4ページへつづく → ◆

修正日本決議案

A / C . 1 / 56 / L 35 / Rev . 1

2001年10月18日提出、11月1日修正、11月5日採決

核兵器完全廃棄への道程

日本、オーストラリア、レバノン、フィジー、
パプアニューギニア共同提案決議案

賛成 英、仏、EU諸国など(123カ国)
反対 米国、インド(2カ国)
棄権 新アジェンダなど(20カ国)

世界的な核兵器不拡散体制を強化するための国際的努力への挑戦である先般の核実験、および地域情勢を念頭に置き、

総会は、

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書(原注2:A/54/205-S/1999/853、付属文書)につき、同報告書に関する加盟国のさまざまな見解を念頭に置きつつ、これを留意し、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77U、1999年12月1日の決議54/54D、2000年11月20日の決議55/33Rを想起し、

2000年NPT締約国再検討会議が最終文書を成功裡に採択したことを歓迎するとともに(原注3:2000年NPT再検討会議最終文書、vols. (NPT/CONF/2000/2&Parts))、その結論を履行することの重要性を強調し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、

核兵器不拡散条約(NPT、原注1:国連条約集vol.729, No.10485)が、国際核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求するうえで必要不可欠な基礎として、決定的に重要であることを再確認し、

先般、東京で、「アジア太平洋地域における国際原子力機関(IAEA)保障措置のさらなる強化のための国際シンポジウム:追加議定書の普遍化に向けて」が成功裏に開催されたことを歓迎し、追加議定書の普遍化を含むIAEA保障措置システムの強化のため、同種のシンポジウムが他地域で開催されるよう引き続き努力することへの希望を共有し、

核兵器国が、一方的に、またはSTART過程を含む交渉を通じて行ってきた、核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

核軍縮におけるいっそうの前進は、国際核不拡散体制を強化して、国際の平和と安全の確保に資するとの確信を再確認し、

ロシア連邦とアメリカ合衆国が、国際の平和と安全を強化するため、攻撃システムと防御システムという相互に関連する事項

に関する集中的な協議を継続し完了することを奨励し、

包括的核実験禁止条約(CTBT)第14条にしたがって招集されるCTBT発効促進会議の成功に向けた努力を呼びかけ、

以下決議する。

1. NPT(原注1)の普遍性を達成することの重要性を再確認し、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要求する。

2. NPTの全締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3. NPT第6条ならびに1995年NPT再検討・延長会議での「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)原注4:1995年NPT締約国再検討・延長会議最終文書、Part (NPT/CONF/95/32 Part)およびCorr 2)を履行する体系的、前進的努力のための、以下の実際の措置の核心的重要性を強調する。:

(a)遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続にしたがい、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核兵器の爆発実験あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム、

(b)1995年の専門コーディネーターの報告書および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2002年会期内のできるだけ早期に

各国の投票説明

賛成

フランス:「NPT再検討会議最終文書採択から一年経ったが、核軍縮を扱うすべての決議は、達成されたバランスを忠実に反映しなければならない。決議案は、この要請に応えるものであった。このことはどわい、保有核兵器廃棄の明確な約束と、全面完全軍縮という相関し合う二つの課題について、真実である。」

イタリア:「修正によって、日本政府代表が、『明確な約束』がすでになされたものと説明したこと、CTBTについて新しく明確な表現としたこと、STARTに明示的に言及したことを、評価する。」

反対

米国:「反対票を投じざるをえなかった第一義的理由は、CTBTに関する言葉にある。CTBTを文中の別の箇所を使った言葉だったなら、米国は別の投票を準備し

たであろう。決議の精神は、完全に賛同しうるものである。昨年もそう表明した。」
インド:「排他的にNPTに基づいていることにより、この決議案は傷物であり、受け入れられない。核分裂性物質の生産モラトリアムは、政治的現実を無視したものである。」

棄権

ベラルーシ、ブータン、ブラジル、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、グルジア、イラン、アイルランド、イスラエル、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー(ビルマ)、ニュージーランド、パキスタン、ロシア連邦、サンマリノ、南アフリカ、スウェーデン

南アフリカ(新アジェンダ7カ国を代表して):「2000年NPT再検討会議の最大の成果は、『明確な約束』であった。残念な

ことに、決議案はこの成果を、まちがった場所に置いている。主文3(e)は、この約束がすでになされたものとしていない。また、全面完全軍縮との文脈上のリンケージを作っている。『明確な約束』はすでになされたのであり、これからの措置ではない。10月8日の新アジェンダ外相共同声明(前号に全文)はそのことを明確に述べている。提案国が核軍縮へ誓約していることを疑うものではない。しかし、昨年の表現であれば、この懸念は和らいでいたのだが。」

中国:「ABM条約に触れていない。東京フォーラム報告書には同意できない。最大の核兵器国が最大の義務を負うとの認識がない。核の傘政策を否定していない。」

パキスタン:「前文&9節(NPT再検討会議、IAEA保障措置の強化)に賛成できない。主文11(IAEA追加議定書を保留する。NPT加盟国でないパキスタンは、主文3に列挙される措置の履行の義務を負わない。(訳:川崎哲)

ジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム。

(c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2002年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。

(d) 核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に関し、不可逆性の原則を採用すること。

(e) 2000年NPT再検討会議で合意された、NPT加盟国が同条約第6条の下で同誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。

(f) ロシア連邦およびアメリカ合衆国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。

(g) 国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること:

(ú@) すべての核兵器国が、一方的な保有核兵器削減を継続するようなお一層の努力を払うこと。

(úA) 核兵器能力に関し、また、NPT第6条にしたがった合意の実行に関し、核軍縮に関する一層の進展を支えるための自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。

(úB) 一方的なイニシアチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過

程の不可分の一部としての、非戦略核兵器のいっそうの削減。

(úC) 核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。

(úD) 核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。

(úE) 核兵器の完全廃棄へいたる過程に、すべての核兵器国を早期にかつ適切に組み込むこと。

(h) 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4. 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃絶の達成に向けたより細心の過程における、すべての核兵器国によるなおいっそう大幅な核兵器の削減を含む、さらなる措置が必要であることを認識する。

5. 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

6. 2002年にNPT再検討会議第1回準備委員会が開催されるにあたり、2005年NPT再検討会議の成功の重要性を強調する。

7. 現在進行中の核兵器解体に係る努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際的検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事

計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和的目的のために処分するようにすることを要求する。

8. 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を確保するために必要とされる、IAEAの保障措置を含む検証能力のさらなる発展の重要性を強調する。

9. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

10. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これら物質が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要求する。

11. IAEA事務局長、理事会、および加盟国に対して、決議GC(44)/RES/19で概括された、保障措置協定および追加議定書の締結と発効を促し、これを容易にするための、行動計画の要素の実施を検討することを勧告する、IAEA総会決議GC(45)/RES/13の採択を歓迎するとともに、この決議の早期かつ完全な履行を要求する。

12. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

(外務省仮訳を基礎に、ピースデポの用語に統一した。)

◆ ← 2ページからつづく

である。それゆえ、この決議案は2000年NPT再検討会議最終文書での達成を害するものではまったくなく、むしろ強化するものである。

3 2005年NPT再検討会議の成功を求め、2002年第1回準備委員会について言及した。原案にあった「NPT再検討過程の円滑な開始の呼びかけ」は、準備委員会が議題設定などで実質審議に入れないような事態のないよう呼びかけたものと言えるが、修正で削除されている。

・主文6の修正

2002年に第1回準備委員会が招集されるにあたり、2005年NPT再検討会議が成功することの重要性を強調しながら、NPT再検討過程の円滑な開始を呼びかける。する。

CTBT、ABM / START、FMCT

4 CTBTについては、2003年発効期限要求は削除し、「早期発効を求める」ことさえしない原案として出発したが、修正の結果、「CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成する」ことを求めた。発効要件国で未批准の13カ国に「特に要求する」との姿勢は避けた。米国内への配慮と言える。

登大使:

CTBTについての表現を、NPT最終文書の表現を基にして、強めた。「CTBT早期発効をとりまく困難な状況にもかかわらず、昨年の合意を堅持することはきわめて重要である。」

5 ABM条約とSTARTに一切言及しない原案として出発したが、のちにSTARTについて、これまでの核兵器国の努力として歓迎するという文言を加えた。しかし、これからのSTART過程促進については触れなかった。START重視の方針を転換したと言える。ABM改廃とミサイル防衛をめぐる米ロ協議については、両国による「攻撃システムと防衛システム」という相関する事項に関する集中的協議の継続と完了」を呼びかけ、ミサイル防衛配備と戦略攻撃兵器削減をセットにする方向を打ち出した。

・前文4節の修正

核兵器国が、一方的に、またはSTART過程を含む交渉を通じて行ってきた核兵器削減の進展を想起するとともに、

6 FMCTについても、CTBT同様、無展望に行きつ戻りつしている。2000年NPT会議ではオーストラリアと共に「2005年までの妥結」を提案したが、

今年の夏は、靖国・教科書問題で歴史認識をめぐる国内世論の右傾化に危うさを感じていた矢先に、9月11日、ニューヨークとワシントンで考えられないようなテロ事件が起きました。私も、そして多くの団体やグループも軍事報復と日本の参戦」に反対する署名を集めブッシュ大統領と小泉首相に送りましたが、その声も空しく10月7日、米英両国の空爆が開始され、小泉首相はいち早くブッシュ大統領に「この戦争に全面支援すること」を約束しました。

毎日のテレビ・ニュースで伝えられる戦況は、アメリカが支援する北部同盟が味方でタリバンは敵という図式で解説されています。アフガニスタンでは何の関わりもない人々が爆撃の犠牲となり死に続けていることについてはマスコミもあまり大きく取り上げていないように思います。この現状に普通の人間ならば心の痛みを感じると思うのですが、メディアや、小泉首相そして政権政党に属している国会議員の人たちの人権感覚を疑いたくなります。

そのような中で、中村哲さんというお医者さんのことを知りました。17年前からアフガニスタン各地に診療所を開いて医療活動をされ、最近では早ばつで水のないところにたくさんの井戸を掘っているそうです。10月13日には衆議院のテロ対策特別委員会に参考人として発言し「自衛隊派遣は有害無益」と述べたところ、自民党の議員から発言の取り消しを求められたが、動じなかったそうです。

国際社会に黙殺されてきたアフガン難民

中村さんは、10月27日付の『朝日新聞』に次のように書いています。

「爆撃がし烈になる一方、100以上の『人道援助』国際団体が、大量の難民流出をまるで期待するかのよう、パキスタン側で待機している。だが、予想された怒のような難民の姿はみられない。いつの間

に交渉開始から5年以内の妥結」との合意で終わった。 昨年の決議では再び2005年までの妥結を呼びかけていたが、今年の決議案では「5年以内の妥結」に後退させた。FMCT交渉は、「核軍縮をとり扱う下部機関」とセットになって、ジュネーブ軍縮会議(CD)が暗礁に乗り上げている現状があるが、今年の決議案は、2002年会期中にCDがFMCTと核軍縮の委員会ないし機関を設

にか定着した『正義の米国対悪のタリバン』という単純な図式はあまりに無理があるし、米英に押される北部同盟が『圧制からの解放者』とは誰も信じていない。

この中で私たちベシャワール会は、爆撃の下で黙々と首都カブールの五つの診療所を運営し、さらに早ばつ避難民が集まるこの100万都市で厳寒の冬を生きて越せない人々、約10万人を対象に食料配給計画を開始した。世界食糧計画(WFP)の配給態勢が整うにはなお時間がかかると予想される。

実は、人々は餓死者100万という修羅場の中で、生き延びるので精いっぱいなのだ。旧ソ連軍精鋭10万人の大軍をもっても制圧できなかったアフガニスタンの広大な国土の9割が、兵力わずか2万のタリバン政権で支配され続けたのはなぜか。この事実の背後には、アフガン民衆自身が過去20年以上の内戦に疲れきり、平和と国家統一を求めていることがある。彼ら

は、いわゆる『国際社会』に黙殺されながら、自らの生を防衛してきたというのが真相だ。」

中国東北部での難民生活

私は、アフガニスタンの人たちに優しい心で勇気のある行動をされている中村さんに感謝の気持ちと救われる思いでいます。私も56年前、敗戦から1年余り、中国東北部(旧満州)で難民生活を経験したことがあり、そのとき多くの日本人が家を追われたり、命を落としたり、家族がばらばらになったりしている様子を見ました。アフガニスタンで今、爆撃で逃げ惑う人々の姿と重ねて思い浮かべています。心ある世界の仲間と力を合わせ1日も早く報復攻撃を止めさせたいと想いを新たにしています。まずは「いのちの基金」へ。

ベシャワール会「いのちの基金」については、下記のウェブサイトを参照 <http://www.1m.mesh.ne.jp/~peshawar/>

置するような作業プログラムに合意することを呼びかけている。

不拡散管理措置

7 大量破壊兵器への転用可能な技術および物質の輸出管理について、昨年の決議案は、エジプトやパキスタンなど、先進国の輸出管理が独占的だと主張する一部の途上国の批判を受けて

8ページ左段上へつづく → ◆

地平線

(エッセイのコラムを復活しました。)

56年前の私と重なるアフガン難民の姿

津留佐和子(ピースデポ理事)



米同時多発テロ年表 2001.10.21~2001.11.5 (日時は現地時間)

AIP=アフガン・イスラム通信、APEC=アジア太平洋経済協力会議、ASEAN=東南アジア諸国連合、DOD=国防総省、EU=欧州連合、ICRC=赤十字国際委員会、NY=ニューヨーク、SCC=日米安全保障協議委員会、WB=ホワイトビーチ

	米国	日本	在日米軍	世界
10/21	21 米口首脳会談。共同声明で、テロ対策協調、タリバン後政権は国連と協力。 統一参謀本部議長、アフガン以外攻撃を否定せず。	21 首相、タリバン後のアフガン復興支援への積極関与を表明。		21 上海のAPEC首脳会合閉幕。宣言で不況回避訴え、反テロ声明も採択。
10/22	22 北部同盟軍地を誤爆。	22 AIP、日本人男性が密入国容疑でタリバンに拘束されたと報道。23日、タリバンが確認。		
10/23	23 DOD、20日と21日にカブールとヘラート近郊に誤爆したと認める。	23 参院連合審査会で首相、テロ対策の恒久的な法律を検討する考え。中谷防衛庁長官、イージス艦のインド洋派遣に意欲。		23 国連安保理協議、アナン総長はカブールと周辺を中立地帯にする提案。
10/24	24 国防長官、タリバン後について、「ある種の国連の存在が必要」下院外交委。	24 国家公安委員長、自衛隊の米軍基地警護出動の際の周辺警備は警察が当たるとの認識示す。参院連合審査会で。 DOD高官、イージス艦派遣に強い期待を言明。共同通信に。		
10/25		25 防衛庁長官、参院委で、イージス艦収集の情報の米軍への提供は「武力行使と一体化せず」厚生労働省、炭疽病治療に保険医療適用の方針を決定。		26 反タリバン指導者ハク氏をタリバンが銃殺。AIPなど。 オマル師「すべてのイスラム教徒は72時間以内に聖戦に決起せよ」AIP。 国連総会作業部会、包括的テロ防止条約案でテロの定義めぐり決裂、15日からの会期を終わる。
10/26	26 DOD、ICRC倉庫の誤爆を認める。 国防省報道官、処刑されたハク氏と米の接触認め、事実なら「遺憾だ」 大統領、反テロリズム法案に署名。同法成立。	26 参院外交防衛委員会、テロ対策特措法案、自衛隊法改正案を与党3党などの賛成多数で可決。 政府、印・パ経済制裁の解除を正式決定。		27 パ・ハイダー内相、空爆は「テロ撲滅にならず、一般民衆を犠牲としている」 28 パ・バハワルブルのキリスト教会で乱射テロ、18人死亡。比では爆破テロ、10人死亡。
10/27		27 防衛庁、護衛艦3隻、補給艦1隻のインド洋派遣を検討開始。		29 タリバン保健相、「米軍が化学兵器や劣化ウラン弾を使用の疑い」 30 パ大統領、ブラヒミ国連特別代表「タリバン後協議。パはタリバン穏健派の参加を求め、平行線」 30 アナン国連事務総長、記者団に「空爆をできるだけ早くやめるよう望む」と語る。
10/28				1 トルコ政府、閣議で特殊部隊90人派遣を決定。 パを非難するビンラディンの署名入り声明、BBCやアルジャジーラTVに届く。 ブラヒミ国連特別代表、「餓死者90万人にも」と空爆停止訴え。
10/29	29 司法長官、「今週から来週にかけて新たなテロのおそれ」と声明。	29 参院本会議で、テロ対策特措法など関連3法が可決、成立。		2 反タリバン指導者カルザイ氏、アフガンでタリバンの追撃受け25人逮捕とAIP。うち3人処刑。 パの新聞社など2カ所で、炭疽菌入り郵便物。3日に確認。
10/30	30 国防長官、アフガン内に「ごく小規模の部隊がいる」。	30 「爆弾テロ防止条約」承認と「テロ資金供与防止条約」署名の閣議決定。 渉外知事会、改正自衛隊法の内容明らかにするよう、政府に要望。 在沖基地の警戒で、中国、四国の機動隊約150人が沖縄入り。 森前首相、バジパイ首相と会談。 政府、インド洋派遣の第1陣に、イージス艦含めない方針固める。		3 アルジャジーラTV、ビンラディンの映像声明放映。国連を非難。 4 ブルネイでのASEAN首脳会議、反テロ共同行動宣言を採択。夕食会では、マレーシアとインドネシアがラマダン中の空爆に反対。 英、独、仏など欧州6カ国とEU首脳、ロンドンで緊急協議、結束確認、タリバン後協議。 伊国防省、軍事作戦支援申し出を米国が受け入れたと発表。
10/31	31 NYの肺炭疽の女性死亡。一般人として初の死者。	31 日本、ASEAN+3首脳会議で反テロ宣言を採択することを提案。のち、中国などの反対で見送り。		5 米海軍原子力潜水艦ブレマートンが勝連町WBに寄港。外務省の要請により、今回初めて県から報道機関への事前公表はなかった。
11/1		1 日米、SCCの審議官級会議開催。2日に局長級調整委初会合。		5 原子力潜水艦ブレマートンの艦内が報道陣に公開された。核搭載可能なトマホークの搭載が明らかに。同日WBを出港。出港時間等は公表されず。 在沖海兵隊、北富士演習場でテロ後初の実弾訓練開始。
11/2	2 大統領、「ラマダンの間も休むつもりはない」。 リッジ国土安全保障局長、10/29の司法長官のテロ警告について「無期限に注意を続けてほしい」。	小泉首相、バ財務相と会談。	2 政府、在日米軍の軍事警察の基地外での銃携行を協定上問題なし、との答弁を閣議決定。	
11/3	3 国防長官、タジク、ウズベク訪問。タジクの航空基地使用合意か。大統領、炭疽菌事件をテロの第2波とする認識を示す。	3 3与党幹事長、ムシャラフ大統領と会談。パ側は自衛隊派遣を受け入れる意向を初表明。		
11/4	4 国防長官、バ訪問。ムシャラフ大統領はラマダン中の一時停戦求めるも、「攻撃継続」と長官。			
11/5	5 国防長官、印訪問、フェルナンデス国防相と会談。「軍事作戦、1年かからない」。 国防長官、アフガンで活動する特殊部隊がここ数日間「2.5倍になり、4カ所以上で活動している」。	5 首相、ASEAN+3で、対米支援政策への理解求める。朱首相、金大統領と3カ国間協力拡大で合意。		

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容:

- 覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)
- 操られる情報:隠蔽と歪曲と誇張

- 第114-5号(2000年5月15日)
第147号(2001年9月15日)
- 核付き事前協議、そして黙認
第148号(2001年10月1日)
第150号(2001年11月1日)

葬られた厚木騒音問題

横須賀と厚木は ワン・セット

1971年1月に浮上した空母1隻の母港案は、必然的に、付随する艦載機をどこで降ろすのかという問題を含んでいた。すでに横須賀母港の妥当性が念頭にあったマイヤー駐日大使は、国務省にあてた電文の中で、候補となる飛行場を比較検討している。

「艦載機をどこで降ろすのか。板付は実質上民間が経営しており、71年7月1日からは日本政府が滑走路の運転経費を負担することになっている。岩国は海兵隊の航空群ですし詰め状態である。厚木は71年7月1日より海軍航空施設になる。」¹⁾

まもなくこの疑問に明白な答えが提示された。連載第3回で詳しく述べたように、極秘調査のため日本を訪れていたブローイン海軍中将一行と、日本での海軍再編に関して全面的な議論の場をもった大使館は、10日後、横須賀と厚木に海軍の主要部隊を集約することが最善の策であるという結論に達した。

「主要な海軍の配置を佐世保から横須賀/厚木へと変更すること、そして空母任務群を横須賀に母港とするこの作戦上の価値に疑問の余地はない。」²⁾

ブローインとマイヤーにより導かれたこの答えで注目すべきことは、横須賀と厚木が、ワン・セットの海軍基地として見られていることである。そしてこの結論が出されて以後、日米政府間で議論された横須賀空母母港化計画はすべて、空母艦載機の収容・訓練に厚木飛行場を使用することを前提として、議論が進め

られていった。例えば、重大な懸念事項の一つであった空母母港に伴う住宅の検討は、艦載機の航空団を含めて議論されてきた。

米が厚木返還合意の 撤回を要求

空母母港化を念頭におき、厚木飛行場の受け入れ態勢を整えようとした米海軍の懸念事項は、1970年12月21日にSCCで合意された米海軍から日本政府への厚木の返還であった(連載第1回参照)。日米共同声明によって、71年7月1日をもって、厚木は地位協定で定められた4bステータス、すなわち日本政府が管理し、米軍が一定条件下で共同使用する状態へ移行することが決定されていた。米海軍作戦部長は、この返還合意を反故にしたいと考えた。

「まだ空母母港の決定はなされていないとしながらも、海軍作戦部長は空母母港を見越して、米軍が厚木を4aで保持することを要求している。」³⁾

4aとは、米軍が管理し、米軍が使用しないときに日本政府が共同使用するものである。

実際、この時点で空母の横須賀母港の方針が決定していたわけではなかった。しかし厚木返還を反故にしようとした米側が、近い将来の空母母港化における厚木の有用性拡大を念頭に置いていたことは明らかである。米側は、日本との共同使用が始まれば、厚木の使用において、従来とは異なりさまざまな制限や制約を受けるだろうと予測していたのである。そこで横須賀の空母母港化にとも

ない、厚木の利用が増加しても任務が滞りなく遂行できるパーキング・スペースなどの収容力と、米海軍が法的保護のもと、最大限の自由度をもって任務を行える環境が厚木において整っていることが必要だと考えた。したがって、米側は合意されていた基地返還、ステータス4bへの移行を中止し、4aステータスを望んだ。⁴⁾

しかし実際には、日本政府は、民間による厚木飛行場の利用をすでに始めていた。

「日本政府は、昨年の夏の厚木の限定的使用の実施の例のように、東京周辺の航空機の過密飛行を軽減するために、厚木飛行場の民間使用計画を進めている。そのため、厚木はさらなる問題を提示する。」²⁾

このような状況であったから、マイヤー大使は、70年12月21日のSCC決定をまたもや覆すことになること、厚木地域の緊迫した地域政治が自民党に返還を迫らせていることと、日本政府は計画されている厚木の民間利用を確保しようとしていることを挙げ、返還合意の変更は「政治的に無理」と判断した。そして、「これが現状で日本ができる精一杯であり、米国の本質的な要求を満たしているものだと考える」⁵⁾と4bの承認を国務省に勧めた。

こうして、71年6月7日の会議には、厚木の4bでの合意通り返還を実施することに落ちついた。しかし、この過程で、米軍は、「共同使用体制下においても...最大限の作戦上の自由を確保したい」⁴⁾という要求を、日本側に認めさせた。

日本:騒音は3倍、 しかし「問題にならない」

空母母港計画をすすめるうえで、厚木騒音問題の認識に関する違いが米政府と日本政府との間に存在することが浮き彫りになっていった。

まず、1972年10月13日、米大使館と外務省代表の間で長期配備案に関する協議が始められた。その中で、日本政府側は、当初、空母母港化による厚木の使用の増加と「騒音問題」への懸念を表明した。

松田慶文安保条約課長の使用頻度に関する質問に対し、米側は「使用頻度は横須賀港に寄留する期間の増加に比例しての増加に過ぎず、月に15-16日程

度であると推定されると答えた。(6)

これに対し、松田は、「政府による空母寄港の調査では、過去の平均が月あたり5日である」と述べ、「母港化による予測される厚木の使用頻度は過去のおよそ3倍になるだろう」との見解を示した。(6)

明らかに、日本政府はこの時点で、厚木地区での騒音が悪化することを認識していたのである。

ところが、これに続けて、大河原良雄アメリカ局長が、「厚木地区の住民は飛行場の騒音には敏感であるが、おそらく日本政府が横須賀に空母を受け入れることについては、大した問題にはしないであろう」(6)と述べたことが記されている。これは、厚木周辺住民が、横須賀母港と厚木での騒音を結びつけて重大問題視することはないとの認識を示したものである。

同日、日本政府は母港受け入れの条件として三点を示したが、その中に騒音問題は入っていなかった。

「大河原は、日本政府は長期配備に関する米政府の希望に沿う方向であるが、横須賀空母母港化に付随する三点の問題で米政府の協力を要請したい」と述べた。(6)

三点とは「追浜の水域返還」「SRF(艦船修理施設)」「そして「長坂射撃場問題」であった。

米国：繰り返し騒音を懸念

米側は、騒音問題に関しては、日本政府より強い懸念を抱きつづけた。米側は、当初から厚木の騒音を重要視しており、日本政府に対し、その懸念を繰り返し表明した。厚木の騒音は、対処が困難な問題であり、空母母港化計画を推進していく際の大きな障害の一つになることが予測された。米側は騒音を「空母母港化提案のもっとも機微の問題」(9)ととらえていた。そのような米国にとって、日本側の「事務的な姿勢」は驚きであった。

「大使館は、機微に触れると考えられる可能性のある空母母港化提案に対する、外務省代表の率直で事務的な姿勢に感銘を受けた。」(6)

米国にそのような印象を与えたのは、外務省が、騒音問題を他の三点と同じように「扱いやすい問題」として事務的に扱ったのである。(6)後に述べるように、このとき米側は、日本政府は騒音問題を

「マイナー」な問題と考えていると理解した。(7)

こうして厚木の騒音問題が空母母港化に付随する重要な問題として議論されることのないまま、母港化の協議は大詰めを迎えた。72年10月25日に、インガソルはこう記している。

「空母/空母航空団の長期配備に関する大使館と外務省の協議は継続しているが、今やすべての関連問題は早期に解決しそうだ。」(7)

そして、日本政府が、当初から厚木の騒音問題を「マイナー」な問題として認識していたこと、そしてこの時点においてはすでに厚木の騒音を問題として認識しなくなっていたことを明らかにしている。

「日本政府は最近、当初から『マイナー』な問題と説明していた、厚木の騒音問題に言及することはなくなっている」(7)

それでも米政府は、最後まで厚木騒音に対する懸念を示した。72年10月31日に、米側は、厚木の騒音問題について、わざわざ日本政府の意向を再確認したのである。これに対する松田課長の答えは、厚木の騒音問題がすでに日本政府内で解決済みであることを明言するものであった。

「大使館の政治/軍事担当参事官が、松田に向かって、厚木の騒音問題がもち上がって障害となりはしないかと尋ねた。松田は、日本政府はその問題に対処したと答えた。したがって、以前報告した追浜の水域の返還、長坂射撃場問題の解決をもって、空母母港化にもなう問題はすべて満足できる結論に達した。」(8) こうして、核問題と並び、横須賀空母母港化に付随する重大問題の一つである厚木騒音問題は、日本政府自らによって不問とされたのであった。

こうした日本政府の意向を受け、インガソルは、「今をもって空母母港問題はすべて解決した」と記している。(8)

再三の「言葉操作」

さらに、厚木の騒音問題の表面化を防ぐために打ち出された画策は、再び、言葉の操作であった。これに先立ち、社会党の大出議員により、厚木騒音問題が指摘されており、厚木周辺の市民が空母母港化に異を唱える動きが出始めることが懸念された。したがって、前述の大河原局長の発言のように、横須賀の空

母母港化は空母艦載機の母港化に繋がっているという事実を歪曲し、厚木地域の市民の目が空母母港化計画からそらされるように策が練られた。

この動きを受け、72年11月6日、国務省は大使館に次のように指示している。

「これからの議論で、大使館も日本政府も、空母の長期配属が空母航空団の配属をも含むことを印象づけないようにし、空母母港化提案のもっとも機微の問題に、不必要に一般市民の関心をひかないようにするべきである。おそらく市民は空母航空団を空母の一部だと考える。したがって我々は空母航空団が別の部隊であるとおおやけに言及して注意を喚起するべきではない。」(9)

前述したように、ここで「機微の問題」とされているのは、まぎれもない騒音問題である。

空母の航空団に市民の関心を向けさせない意向は、日本の国会でも踏襲されている。1973年3月29日の内閣委員会議録によれば、大出議員と大河原局長の間で、空母艦載機の乗務員に関するやりとりが記録されている。

「...ミッドウェーの関連で、飛行隊関係の方々が六百くらい移ってくるという状況じゃないんですか」との大出議員の質問に対し、大河原局長は次のように答えた。

「飛行隊というのは、ちょっと私、念頭にございませんけれども、ミッドウェーの乗組員の家族は、この夏以降、横須賀並びにその周辺に居住することになる、こういうふうに承知いたしております。」

飛行隊が念頭にないというのは、不可解な答弁である。

文献：

- (1) 1971. 1. 22. マイヤー駐日大使から国務省。東京00625。極秘。
- (2) 1971. 2. 1。マイヤー大使から国務省。東京00925。極秘。
- (3) 1971. 5. 27. マイヤー大使から国務省。東京04997。極秘。
- (4) 1971. 6. 2。国務省・国防省から大使館への合同メッセージ。国務省097095。極秘。
- (5) 1971. 6. 4。マイヤー大使から国務省。東京05308。極秘。
- (6) 1972. 10. 16. インガソル大使から国務省。東京11026。極秘。
- (7) 1972. 10. 25. インガソル大使から国務省。東京11374。秘。
- (8) 1972. 11. 9. インガソル大使から国務省。東京11700。極秘。
- (9) 1972. 11. 6. 国務省から大使館。国務省201972。極秘。

◆◀ 4ページからつづく

いた。それを反映して今年の決議案は、こうした輸出管理政策が「NPT上の義務である」と明記した(主文9)。ここでも、NPT再検討会議最終文書に合わせた形だ(「NPT第3条、最終文書」第3、4、5条に関する第33節)。

主文9の大量破壊兵器からは、原案にあった「運搬手段」を削除した。

主文10では、核物質の防護に関して、テロリストへの警戒を呼びかけた。

登大使:

前文9節のIAEA保障措置に関して、「いくつかの国が、協定と追加議定書に関して、よりバランスのとれた表現を好んだ」ため、修正した。また、IAEA保障措置に関して述べた元の主文11と12を合体させて、主文11とした。

運搬手段を削除したのは、運搬手段は大量破壊兵器の概念に含まれており、運搬手段に明示的に言及することが、「現在進行中のミサイル拡散に関する交渉に、誤った判断を与える」可能性を懸念したためである。(川崎哲)

日誌

2001. 10. 21 ~ 11. 5

同時多発テロ関係は5ページ

(作成: 吉澤庸子、中村桂子)

ABM = 対弾道ミサイルシステム、BWC = 生物兵器禁止条約、DOD = 米国防総省、MD = ミサイル防衛

10月21日 米口首脳会談。共同声明で核削減とMDを軸にした「新戦略枠組」についても一定の進歩を強調。

10月25日 米国防長官、MD開発の実験延期の方針発表。

10月26日 政府、98年の核実験を理由にインド・パキスタンに対して課していた経済制裁措置の解除を正式決定。

10月26日 DOD、次期攻撃戦闘機「JSF」の製造企業にロッキード・マーチン社を指名したと発表。

11月1日 米国防長官、口外相と「新戦略枠組」について協議。核戦略では現在両国の保有する弾頭を3分の2とする案が浮上。

今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイルシステム
- CD = ジュネーブ軍縮会議
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約(カットオフ条約)
- IAEA = 国際原子力機関
- NPT = 核不拡散条約
- START = 戦略兵器削減交渉

◆◀ 1ページからつづく

国防省によると、第一日(10月7日)には4隻の水上艦と2隻の潜水艦からトマホーク50発が発射された。

攻撃開始のとき、アラビア海には原子力空母エンタプライズを中心とする第12巡洋艦・駆逐艦群と原子力空母カールビンソンを中心とする第3空母群が展開していた。(どちらも空母戦闘団であるが、司令官が誰であるかによって命名が異なる。)エンタプライズ群が、最初から問題海域に展開しており、カールビンソン群は、西海岸から遅れて到着した。

報告によると、トマホークを発射したのは、すべて、エンタプライズ空母戦闘団の随伴艦であった。「プロシーディングス」誌によると、エンタプライズ戦闘群を構成していた水上艦4隻と潜水艦1隻は次の通りである。

- タイコンデロガ級巡洋艦フィリピンシー(母港: ノーフォーク)
- アーレイバーク級ミサイル駆逐艦マクファウル(母港: 同)
- 同ジョン・ポール・ジョーンズ(母港: サンディエゴ)
- スプラウス級駆逐艦オプライエン

11月1日 米大統領、BWCの強化に関する声明発表。国連中心にした疑惑調査の枠組みなどを確立することなど7項目を提案。

11月2日 ロシア外相、「新戦略枠組」をめぐる米口交渉について、両国合意は時期尚早との見方を表明。

11月3日 米国防長官、口大統領らと会談。ABM制限条約改廃などを含む新戦略枠組について意見交換。口側は、交渉の進展に満足とコメント。

11月5日 国連総会第一委員会、日本提案の「核兵器完全廃棄への道程」決議案を採択。新アジェンダ諸国は棄権、米は反対。(本誌参照)

沖縄

10月22日 那覇地裁で北谷町米兵暴行事件被告の第3回公判。

10月25日 嘉手納爆音訴訟の第8回口頭弁論。原告証人尋問で被害状況訴える。

10月25日 九州各県議会議長会議開催。日米地位協定改定要求を採択。

10月26日 浦添市海岸に米軍の訓練弾が漂着。

10月29日 在沖米海兵隊がキャンプ瑞慶覧ゲートの日本人警備員に銃携帯をさせていると明らかに。

10月30日 県、那覇、浦添両市、那覇港管理一部事務組合の設立推進協議会第2回会合で、設立基本合意となる覚書内容に合意。

10月30日 県収用委、建設相からの差し戻し審理で、米軍用地の強制使用を認める採決。

10月30日 辺野古特別委、普天間代替でリーフ上とリーフ外含む案を区行政委へ答申する方針。

10月30日 北谷町暴行事件第4回公判。目撃の海兵隊員が被害女性の証言を裏付ける供述。

11月2日 翁長那覇市長、発足予定の那覇軍港移転協議会への参加を求めない方針を決定。

冊子 北東アジア情勢と非核地帯化構想

梅林宏道・講演録

北東アジアの非核地帯化をめざす
全国ネットワーク 編

価格: 200円 + 送料
注文・問合せ: 道原海子
TEL & FAX: 03-3420-5780
E-mail: kaiko-01@estate.ocn.ne.jp

(母港: 横須賀)

ロサンゼルス級原子力潜水艦プロビデンス(母港: グロトン)

これらはすべてトマホーク発射能力のある軍艦であるが、水上艦4隻すべてがトマホークを発射したとされる。

潜水艦に関しては、英国のトラファルガー級攻撃型潜水艦トラファルガーと同トライアンフが、米国の空母戦闘団と行動をとらしており、一隻もしくは二隻がトマホークを発射したと記録されている。もし、米艦一隻も発射したとすると、上記のグロトンか、カールビンソンに随伴していたロサンゼルス級原子力潜水艦キウエスト(母港: パールハーバー)のいずれかとなる。(梅林宏道)

11月2日 キャンプ瑞慶覧内住宅地域から歩道への汚水の流出が明らかに。

11月2日 久辺促進協、リーフ上に反対、リーフ外建設求める要請書を、名護市役所末松企画部長と市議会宮城副議長に提出。

11月5日 儀間浦添市長、那覇軍港受け入れに伴う地域振興策に関する要望書を政府に提出。

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、笠本丘生、津留佐和子、吉澤庸子、梅林宏道